

3 農産第3935号  
令和4年3月30日

一般社団法人日本農業機械化協会会長

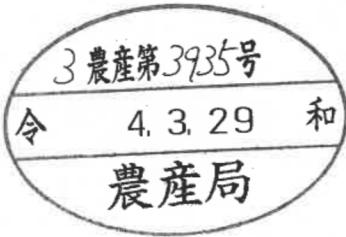
農林水産省農産局技術普及課長

農耕トラクタの特殊車両通行許可手続について

農作業機を含む農耕トラクタのうち、一定の寸法や重量を超える車両が公道を走行するためには、道路管理者による特殊車両通行許可が必要となっているところです。

今般、このことについて、国土交通省道路局道路交通管理課長から別添のとおり周知依頼がまいりました。

貴職におかれましては、別添の内容について御了知いただくとともに、貴会会員等への周知をお願いいたします。



国道車第79号-2  
令和4年3月29日

農林水産省農産局技術普及課長 殿

国土交通省道路局  
道路交通管理課長

### 農耕トラクタの特殊車両通行許可手続について

標記について、別添1のとおり各地方整備局部長等道路管理者あて、別添2のとおり各都道府県等道路管理者あて、周知したので了知されるとともに、貴課におかれても地方公共団体及び農業関係団体に対し周知願います。



(別添1)

国道車第79号

令和4年3月29日

北海道開発局 建設部長 殿  
各地方整備局 道路部長 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省道路局  
道路交通管理課長

### 農耕トラクタの特殊車両通行許可手続について

標記については、以下の通達等において、下記の農耕トラクタの特殊車両通行許可手続の簡素化に関する周知を行ってきたところ。

- ・「農作業機を装着した農耕トラクタの通行に関する取扱いについて」（平成31年4月1日 国道車第1号道路局道路交通管理課長通達）
- ・「農作業用トレーラをけん引する農耕トラクタ等の通行に関する取扱いについて」（令和元年12月25日 国道車第31号道路局道路交通管理課長通達）
- ・「農作業機を装着した農耕トラクタの特殊車両通行許可について（周知）」（令和2年1月17日 道路局道路交通管理課課長補佐事務連絡）
- ・「農作業用トレーラをけん引する農耕トラクタの特殊車両通行許可について（参考周知）」（令和2年3月31日 道路局道路交通管理課課長補佐事務連絡）
- ・「農耕トラクタの特殊車両通行許可手続について（再周知）」（令和3年6月11日 道路局道路交通管理課課長補佐事務連絡）

今般、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において「申請マニュアルの改定など、農業者が申請しやすい環境整備に向けた取組を進める」ことが、「当面の規制改革の実施事項」（令和3年12月22日）において「販売店チャネル等を活用し、農業者の特殊車両通行許可制度の認知及び理解の促進を図るための積極的な制度周知を行う」、「各道路管理者が農業者に対して、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元情報の記載のあるカタログ等を添付書類とすることや不必要的書類提出を求めないことを再度周知徹底する」等が定められたところである。

これらを踏まえ、下記の農耕トラクタの特殊車両通行許可手続の簡素化について、改めて周知するので、特殊車両通行許可の事務にあたっては適切に取り扱われたい。

また、農耕トラクタの特車申請マニュアルを作成し、国土交通省 HP に掲載したので周知する。当該申請マニュアルには、農林水産省が作成した農耕トラクタ、直装型作業機及び被けん引車の型式ごとの車両諸元一覧並びにこれらの主な組合せごとの軌跡図を掲載した国土交通省 HP のアドレスを掲載しているので、申請者の申請手続や道路管理者の審査に当たり活用されたい。

#### 特殊車両通行申請手続に係る国土交通省 HP

(「農耕トラクタの特殊車両通行許可申請について」に農耕トラクタの特車申請マニュアル、農耕トラクタ等の車両諸元一覧及び主な組合せごとの軌跡図を掲載)

URL:<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

なお、標記について、別添1のとおり農林水産省農産局技術普及課長あて、別添2のとおり各都道府県等道路管理者あて、周知したので了知されたい。

下記に関する解釈その他事務の処理にあたって不明な点等があれば、当課まで相談されたい。

#### 記

- 農作業機を装着又はけん引することにより諸元が一般的制限値を超過する農耕トラクタ（直装型作業機を装着する場合又は被けん引車をけん引する場合を含む。）は特殊車両通行許可の対象であること。
- 申請経路が2以上の道路管理者の管理する道路に係るものであって、国が管理する道路を含む場合には、国に申請を行うこと、国が管理する道路を含まず、都道府県又は指定市が管理する道路を含む場合には、1の都道府県又は指定市に申請を行うことをもって足りること。
- 自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等とすること。
- 車両の特殊性、通行する道路の状況等に鑑み、「特殊車両通行許可限度算定要領について」（昭和53年12月1日 建設省道交発第99号、同道企発第57号道路局道路交通管理課長、同企画課長通達）別添第2章表-2.1の例外として、その規定によらず通行条件を決定することが可能であること。
- 先に示した許可事例の通り、申請書の記載事例のほか、詳細な通行ルートの指定に代えて、簡略化した経路図のみで申請し、許可できること。このため、道路管理者は、審査に不必要的場合には、一律に軌跡図や交差点番号などの書類の添付を求めることがないようにすること。

(別添2)

国道車第79号  
令和4年3月29日

都道府県 担当部長 殿  
政令指定市 担当部長 殿  
日本高速道路保有・債務返済機構 担当部長 殿  
都市高速道路公社 担当部長 殿

国土交通省道路局  
道路交通管理課長

### 農耕トラクタの特殊車両通行許可手続について

標記については、以下の通達等において、下記の農耕トラクタの特殊車両通行許可手続の簡素化に関する周知を行ってきたところです。

- ・「農作業機を装着した農耕トラクタの通行に関する取扱いについて」（平成31年4月1日 国道車第1号道路局道路交通管理課長通達）
- ・「農作業用トレーラをけん引する農耕トラクタ等の通行に関する取扱いについて」（令和元年12月25日 国道車第31号道路局道路交通管理課長通達）
- ・「農作業機を装着した農耕トラクタの特殊車両通行許可について（周知）」（令和2年1月17日 道路局道路交通管理課課長補佐事務連絡）
- ・「農作業用トレーラをけん引する農耕トラクタの特殊車両通行許可について（参考周知）」（令和2年3月31日 道路局道路交通管理課課長補佐事務連絡）
- ・「農耕トラクタの特殊車両通行許可手続について（再周知）」（令和3年6月11日 道路局道路交通管理課課長補佐事務連絡）

今般、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において「申請マニュアルの改定など、農業者が申請しやすい環境整備に向けた取組を進める」ことが、「当面の規制改革の実施事項」（令和3年12月22日）において「販売店チャネル等を活用し、農業者の特殊車両通行許可制度の認知及び理解の促進を図るための積極的な制度周知を行う」、「各道路管理者が農業者に対して、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元情報の記載のあるカタログ等を添付書類とすることができることや不必要的書類提出を求めないことを再度周知徹底する」等が定められたところです。

これらを踏まえ、下記の農耕トラクタの特殊車両通行許可手続の簡素化について、改めて周知いたしますので、特殊車両通行許可の事務にあたっては参考としていただきますよう、よろしくお願いします。

また、農耕トラクタの特車申請マニュアルを作成し、国土交通省 HP に掲載したので周知いたします。当該申請マニュアルには、農林水産省が作成した農耕トラクタ、直装型作業機及び被けん引車の型式ごとの車両諸元一覧並びにこれらの主な組合せごとの軌跡図を掲載した国土交通省 HP のアドレスを掲載しているので、申請者の申請手続や道路管理者の審査に当たり活用願います。

#### 特殊車両通行申請手続に係る国土交通省 HP

(「農耕トラクタの特殊車両通行許可申請について」に農耕トラクタの特車申請マニュアル、農耕トラクタ等の車両諸元一覧及び主な組合せごとの軌跡図を掲載)

URL:<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

なお、標記について、別添1のとおり農林水産省農産局技術普及課長あて、別添2のとおり各地方整備局道路部長等あて周知を行ったことを申し添えます。

(以下、都道府県向け)

また、貴管内道路管理者（指定市を除く。）に対しても、この旨参考周知方お取り計らい願います。

#### 記

- 農作業機を装着又はけん引することにより諸元が一般的制限値を超過する農耕トラクタ（直装型作業機を装着する場合又は被けん引車をけん引する場合を含む。）は特殊車両通行許可の対象であること。
- 申請経路が2以上の道路管理者の管理する道路に係るものであって、国が管理する道路を含む場合には、国に申請を行うこと、国が管理する道路を含まず、都道府県又は指定市が管理する道路を含む場合には、1の都道府県又は指定市に申請を行うことをもって足りること。
- 自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等とすること。
- 車両の特殊性、通行する道路の状況等に鑑み、「特殊車両通行許可限度算定要領について」（昭和53年12月1日 建設省道交発第99号、同道企発第57号道路局道路交通管理課長、同企画課長通達）別添第2章表-2.1の例外として、その規定に

よらず通行条件を決定することが可能であること。

- 先に示した許可事例の通り、申請書の記載事例のほか、詳細な通行ルートの指定に代えて、簡略化した経路図のみで申請し、許可できること。このため、道路管理者は、審査に不必要的場合には、一律に軌跡図や交差点番号などの書類の添付を求めることがないようにすること。